

2019年10月の消費税率引上げに伴う介護報酬改定及び障害福祉サービス等報酬改定においては、介護職員等の更なる処遇改善として、それぞれ「介護職員等特定処遇改善加算」「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」(以下新加算)が創設され、当法人においても算定を行っております。当該加算算定にあたっては、以下の3つの要件を満たしている必要があります

①現行の介護職員処遇改善加算/福祉・介護職員処遇改善加算(以下現行加算)の

(Ⅰ)から(Ⅲ)までを取得していること

②現行加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること

③現行加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること

③の「見える化」要件とは、新加算の取得状況と賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を、介護サービスの情報公表制度や自社のホームページを活用して公表することです。

この要件に基づいた当法人の取組みは以下のとおりです。

《加算の取得状況》

処遇改善加算Ⅰ、特定処遇改善加算Ⅰ及びⅡ

《職場環境要件の提示について》

見える化要件に基づき、特定加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を下記に揭示致します。

○職場環境等要件等、賃金改善以外の改善の内容

区分	内容	実施事項
入職促進に向けた取組	職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施	地域清掃活動への参加、地元公民館で認知症カフェの開催、職業体験の受入れ
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等を担当する担当者)制度等導入	初任者研修と実務者研修の受講料は法人が全額負担とし、受講時の勤務シフトの考慮等を行い受講しやすくしている エルダー制度やブリセプター制度といった教育制度を導入している
両立支援・多様な働き方の推進	子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備	育児・看護休業法に基づく子の看護休暇・介護休暇について、法を上回る制度として時間単位で取得できるものとした等休業制度を充実させ子育てとの両立を支援している
腰痛を含む心身の健康管理	短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施	毎年ストレスチェックを実施、ひろしま企業健康宣言認定事業所として健康増進に積極的に取り組んでいる 移乗サポートロボットを導入し職員の移乗時の負担軽減を図るとともに腰痛予防対策をしている
両立支援・多様な働き方の推進	タブレット端末やインカム等のICT活用による業務量の縮減	介護ソフト・iPad・iPhone・見守りシステムなどICTを活用し、業務量の縮減を図る
やりがい・働きがいの醸成	地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流	地域小学校での認知症サポーターの手伝い、学習講座として、認知症についての学習会の実施、地域会議への参加、運営推進会議の実施、地域住民へ研修会の企画を行い、地域の相談機能の向上を図る